



埼玉県報

第 2 6 4 9 号
平成26年11月25日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県指定難病審査会規則\(疾病対策課\)](#)
- [難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則\(畜産安全課\)](#)

管理規程

- [埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程\(公営企業・財務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [荒川中部土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [東松山都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託に関する入札公告\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

規 則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十一号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条薬務課の項第一号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第百八十七条の表中

「 埼玉県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の定めるところにより、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。	疾病対策課
-------------------	--	-------

を

「 埼玉県精神保健福祉審議会 埼玉県指定難病審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の定めるところにより、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。 難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第二項の規定による支給認定をしないことについての審査に関する事務	疾病対策課
---------------------------------	---	-------

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四保健医療部の表業務課の項第一号事務の種類の欄中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄1中「及び医療機器」を「医療機器及び再生医療等製品」に、「薬事法施行令（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（）」に改め、「昭和三十六年政令第十一号」の下に「。以下この項において「施行令」という。」を、「第八十条第二項第一号」の下に「、第三項第一号及び第四項第一号」を加え、「6から8まで及び13」を「7から9まで及び14」に、「薬事法施行令第八十条第二項第三号に規定する製造業者」を「施行令第八十条第二項第三号及び第三項第三号に規定する製造業者」に、「4から8まで及び13」を「4及び7から9まで」に、「薬事法施行令第八十条第二項第三号に規定する修理業者」に、「5から8まで及び13」を「5、7から9まで及び14」に改め、同欄2中「及び医療機器」を「医療機器及び再生医療等製品」に改め、同欄3中「又は医療機器」を「医療機器又は再生医療等製品」に改め、「又は製造販売後安全管理の方法」の下に「（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売後安全管理の方法）」を加え、同欄4中「又は医療機器の製造販売業者若しくは」を「医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は」に、「又は医療機器の製造業者」を「若しくは医療機器の製造業者」に改め、「における製造管理若しくは品質管理の方法」の下に「（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者にあつては、その物の製造管理又は品質管理の方法）」を加え、同欄5中「医薬品」の下に「（体外診断用医薬品を除く。）」を加え、「化粧品若しくは医療機器」を「若しくは化粧品」に改め、「製造業者」の下に「（施行令第八十条第二項第三号に規定する製造業者に限る。14において同じ。）」を加え、同欄中17を19とし、14から16までを16から18までとし、同欄13中

「若しくは医療機器」を「、医療機器若しくは再生医療等製品」に、「若しくは製造業者」を「、医薬品（体外診断用医薬品を除く。）、医薬部外品若しくは化粧品等の製造業者」に改め、同欄13を同欄14とし、その次に次のように加える。

15 法第七十五条の二第一項の規定に基づき、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者（施行令第八十条第三項第三号に規定する製造業者に限る。）に対し、薬事に関する法令等に違反した場合等においてその登録を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

別表第四保健医療部の表業務課の項第一号部長専決事項の欄12中「、医薬部外品及び医療機器」を「及び医薬部外品」に改め、同欄12を同欄13とし、同欄11中「、医薬部外品及び医療機器」を「及び医薬部外品」に改め、同欄11を同欄12とし、同欄10中「、医薬部外品及び医療機器」を「及び医薬部外品」に、「薬事法施行令」を「施行令」に、「11及び12」を「12及び13」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9を同欄10とし、同欄8中「若しくは医療機器」を「、医療機器若しくは再生医療等製品」に、「、製造業者」を「若しくは製造業者、配置販売業者」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄7中「若しくは医療機器」を「、医療機器若しくは再生医療等製品」に、「第七十九条」を「第七十九条第一項」に改め、同欄7を同欄8とし、同欄6中「若しくは医療機器」を「、医療機器若しくは再生医療等製品」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5の次に次のように加える。

6 法第七十二条の二第二項の規定に基づき、配置販売業者に対し、その業務を行う体制を整備することを命ずること。

別表第四農林部の表畜産安全課の項第三号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十三号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十三号事務の種類の欄中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（）」に、「薬事法施行細則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改め、同号委任事務の欄5中「第四十条第一項又は第二項」を「第四十条第一項若しくは第二項又は第四十条の七第一項」に改め、同欄19中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄25を29とし、24を28とし、23を削り、22を27とし、同欄21中「第六十八条の十」を「第六十八条の二十三」に、「賃貸業者、特定医療関係者」を「貸与業者、特定生物由来製品取扱医療関係者」に改め、同欄21を同欄26とし、同欄20中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄20を同欄21とし、その次に次のように加える。

22 法第四十条の五第一項又は第四項の規定に基づき、再生医療等製品の販売業の許可又は許可の更新をすること。

23 法第四十条の六第二項ただし書の規定に基づき、営業所以外の場所において薬事に関する実務に従事する許可をすること。

24 法第六十八条の六の規定に基づき、特定医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は特定医療機器を取り扱う医師その他の医療関係者に対し、記録等の事務について必要な指導及び助言を行うこと。

25 法第六十八条の八の規定に基づき、再生医療等製品の販売業者、再生医療等製品取扱医療関係者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の管理者に対し、記録等の事務について必要な指導及び助言を行うこと。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十三号委任事務の欄19の次に次のように加える。

20 法第三十九条の二第二項ただし書の規定に基づき、営業所以外の場所において薬事に関する実務に従事する許可をすること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十三号専決事項の欄20を削り、同欄19中「第九章の二」を「第十四章」に改め、同欄19を同欄20とし、同欄18中「又は法第三十九条第四項」を「法第二十九条第四項の許可又は法第四十条の五第四項」に改め、同欄18を同欄19とし、同欄17中「又は高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器等」に、「賃貸業者」を「貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」に改め、同欄17を同欄18とし、同欄16を17とし、15を16とし、14を15とし、同欄13中「店舗販売業者又は」を「医薬品の販売業者（配置販売業者を除く。）」、「賃貸業者」を「貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12中「又は高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器等」に、「賃貸業者」を「貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」に、「第七十九条」を「第七十九条第一項」に改め、同欄12を同欄13とし、同欄11中「又は高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器等」に、「賃貸業者」を「貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」に改め、同欄11を同欄12とし、同欄10中「第七十二条の二」を「第七十二条の二第一項」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9中「又は高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器等」に、「賃貸業者」を「貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8を9とし、7を8とし、同欄6中「及び医療機器」を「医療機器及び再生医療等製品」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5中「又は医療機器」を「医療機器又は再生医療等製品」に、「及び医療機器」を「医療機器及び再生医療等製品」に改め、同欄5を同欄6とし、同欄4中「若しくは医療機器」を「医療機器若しくは再生医療等製品」に、「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3を同欄4とし、同欄2中「又は高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器等」に、「賃貸業者」を「貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1を同欄2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第六十八条の十一の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売業者からその製造販売をした医薬品の回収に着手した旨及び回収の状況の報告を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十三号専決事項の欄28中「薬事法施行細則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改め、同表家畜保健衛生所長の項第三号事務の種類の欄中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関

する法律施行令」に改め、同号委任事務の欄6から8までの規定中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄9中「第八十三条の二の二第一項」を「第八十三条の二の三第一項」に改め、同号専決事項の欄4を次のように改める。

4 施行令第六十条第二項の規定に基づき、検定の結果を通知し、検定合格証明書を交付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県指定難病審査会規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十四号

埼玉県指定難病審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県指定難病審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員七人以内をもって組織する。

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 委員は、審査会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第四条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第五条 審査会の会議は、公開しない。

(議事録)

第六条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、保健医療部疾病対策課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則

(様式)

第一条 次の各号に掲げる申請及び届出は、それぞれ当該各号に定める様式の書類を提出して行うものとする。

- 一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「法」という。）第六条第一項の支給認定の申請 様式第一号
 - 二 法第十条第一項の支給認定に係る事項の変更の申請 様式第二号
 - 三 法第十四条第一項の指定医療機関の指定の申請 様式第三号
 - 四 法第十九条の指定医療機関の指定に係る事項の変更の届出 様式第四号
 - 五 法第二十条の指定医療機関の指定の辞退の申出 様式第五号
 - 六 法第二十九条第三項の難病相談支援センターの設置の届出 様式第六号
 - 七 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号。以下「省令」という。）第十三条第一項の支給認定の申請に係る事項の変更の届出 様式第七号
 - 八 省令第十五条第一項の指定医の指定の申請 様式第八号
 - 九 省令第十九条の指定医の申請に係る事項の変更の届出 様式第九号
 - 十 省令第二十条第一項の指定医の指定の辞退の申出 様式第十号
 - 十一 省令第二十六条の医療受給者証の再交付の申請 様式第十一号
- 2 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 法第七条第四項の医療受給者証 様式第十二号
 - 二 法第十四条第一項の指定医療機関の指定に係る指定書 様式第十三号
 - 三 省令第十五条第一項の指定医の指定に係る指定書 様式第十四号
- (書類の提出先)
- 第二条 前条第一項各号に掲げる書類の提出先は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 前条第一項第一号、第二号、第七号及び第十一号に係る申請又は届出 居住地を管轄する保健所長

二 前条第一項第三号から第六号まで及び第八号から第十号までに係る申請、届出又は申出 埼玉県保健医療部疾病対策課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定難病の医療給付に係る支給認定申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者：患者本人又は保護者（患者が18歳未満の場合）が自署又は記名押印

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定により、個人情報等に係る同意事項（裏面）に同意した上で、支給認定を受けたいので申請します。

氏名		印
患者との続柄		

1 患者、保護者及び送付先に関する事項

公費負担者番号※		受給者番号※		
患者に関する事項	居住地	〒		
	フリガナ		性別	
	氏名		生年月日	
	電話番号			
	加入健康保険	フリガナ	患者との続柄	
		被保険者氏名		
		保険者名称	記号・番号	
保護者に関する事項	居住地	〒		
	フリガナ	患者との続柄		
	氏名			
	電話番号			
送付先に関する事項	居住地	〒		
	フリガナ	患者との続柄		
	氏名			
	電話番号			

※の項目は記入しないこと。

2 指定難病に関する事項（病名等を記入すること。）

指定難病の名称	1		特例事項（該当する場合に○）	人工呼吸器等を使用している。	
	2			高額難病治療継続者である。	
	3			軽症者特例に該当する。	
	4			重症患者認定（経過措置対象者のみ）に該当する。	

(裏面)

3 支給認定基準世帯員等に関する事項

支給認定基準世帯員欄には患者と同じ健康保険に加入する者全員を記入すること。

支給認定基準世帯員等 (申請者及び患者と同じ健康保険に加入する者)に関する事項	患者氏名		保護者氏名 (保護者が申請する場合)			
	患者と同じ健康保険に加入している者の氏名	生年月日	患者との続柄	患者と同じ健康保険に加入している者の氏名	生年月日	患者との続柄
	フリガナ			フリガナ		
	フリガナ			フリガナ		
	フリガナ			フリガナ		
	フリガナ			フリガナ		
	患者又は患者と同じ健康保険に加入している者が、指定難病若しくは小児慢性特定疾病の患者に該当する場合又は支給認定申請中である場合に記入すること。					
	種別 (○を付けてください)		氏名	生年月日	受給者番号	
	指定難病	・ 小児慢性特定疾病	フリガナ			
	指定難病	・ 小児慢性特定疾病	フリガナ			

4 指定医療機関に関する事項

受診を希望する医療機関、薬局、指定訪問看護事業所等を記入すること。

名称		名称	
所在地	〒	所在地	〒
名称		名称	
所在地	〒	所在地	〒

5 個人情報等に係る同意事項

本申請 (申請書、診断書その他の添付書類) に基づく個人情報及び調査結果等を 1. 治療研究基礎資料として厚生労働省及び埼玉県に提供すること 2. 他の都道府県に転居する場合に転居先都道府県に引き継ぐこと 3. 国、埼玉県及び埼玉県内の市町村が難病対策に関する目的に使用すること 4. 国、地方公共団体、保険者等の関係機関に医療給付に関する事項の照会を行い回答を得ること に同意します。
--

※ 本申請により得られた個人情報等は、上記同意事項及び支給認定に関する目的以外に使用することはありません。

支給認定に係る事項の変更申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者：患者本人又は保護者（患者が18歳未満の場合）が自署又は記名押印

〒
住 所
氏 名 ⑩
電 話 番 号
患者との続柄

難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第1項の規定により、支給認定に係る事項を次のとおり変更したいので申請します。

1 交付を受けた医療受給者証に記載されている事項

公費負担者番号		受給者番号	
患者氏名		保護者氏名	
患者居住地		保護者居住地	

2 変更を申請する指定医療機関

名 称	
所 在 地	〒

3 変更を申請する負担上限月額及び負担上限月額に関する事項

負担上限月額及び負担上限月額に関する事項	
理 由	

4 変更を申請する支給認定に係る指定難病の名称

指 定 難 病 の 名 称	
理 由	

様式第3号（第1条関係）

指定医療機関指定申請書（新規・更新）

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

開設者・事業者の代表者

〒

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定により、指定医療機関の指定を受けたいので申請します。また、申請に当たり、同条第2項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

区分 (該当するものに○)	1 病院	2 診療所	3 保険薬局			
	4 指定訪問看護事業者等 (右の該当するものに○)					
<table border="1"> <tr> <td>指定訪問看護事業者</td> </tr> <tr> <td>指定居宅サービス事業者</td> </tr> <tr> <td>指定介護予防サービス事業者</td> </tr> </table>				指定訪問看護事業者	指定居宅サービス事業者	指定介護予防サービス事業者
指定訪問看護事業者						
指定居宅サービス事業者						
指定介護予防サービス事業者						
フリガナ 名称						
所在地	〒 埼玉県					
電話番号						
コード	1	1				
標ぼうしている診療科名 (病院・診療所のみ記載)						
役員の氏名及び職名	氏名	職名				

注1 「開設者・事業者の代表者」について、指定訪問看護事業者等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者等の代表者の住所及び氏名を記入すること。

注2 「コード」欄について、病院又は診療所の場合は医療機関コード、保険薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載すること。

指定医療機関変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

開設者・事業者の代表者

〒

住所又は所在地

氏名又は名称

⑨

難病の患者に対する医療等に関する法律第19条の規定により、指定に係る事項を次のとおり変更したので届け出ます。

区分 (該当するものに○)	1 病院 2 診療所 3 保険薬局		
	4 指定訪問看護事業者等 (右の該当するものに○) (指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者)		
コード	1	1	
指定医療機関の名称			
変更事項	1	変更前	
		変更後	
	2	変更前	
		変更後	
変更年月日	1	年	月 日
	2	年	月 日

注1 「開設者・事業者の代表者」について、指定訪問看護事業者等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者等の代表者の住所及び氏名を記入すること。

注2 「コード」欄について、病院又は診療所の場合は医療機関コード、保険薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載すること。

指定医療機関辞退申出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

開設者・事業者の代表者

〒

住所又は所在地

氏名又は名称

⑨

難病の患者に対する医療等に関する法律第20条の規定により、指定を辞退したいので申し出ます。

区分 (該当するものに○)	1 病院			2 診療所			3 保険薬局		
	4 指定訪問看護事業者等 (右の該当するものに○)			指定訪問看護事業者 指定居宅サービス事業者 指定介護予防サービス事業者					
コード	1	1							
指定医療機関の名称									
所在地									
辞退年月日	年 月 日								
辞退の理由									

注1 「開設者・事業者の代表者」について、指定訪問看護事業者等にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者等の代表者の住所及び氏名を記入すること。

注2 「コード」欄について、病院又は診療所の場合は医療機関コード、保険薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載すること。

難病相談支援センター設置の届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

名称

主たる事務所の所在地

代表者住所

職名・氏名

㊟

難病の患者に対する医療等に関する法律第29条第3項の規定により、難病相談支援センターの設置を次のとおり届け出ます。

難病相談支援センターの名称	
難病相談支援センターの所在地	
設置予定年月日	
営業日及び営業時間	
担当する区域	
備考	

様式第7号（第1条関係）

（表面）

支給認定の申請に係る事項の変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者：患者本人又は保護者（患者が18歳未満の場合）が自署又は記名押印

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定により、支給認定の申請に係る事項を次のとおり変更したいので届け出ます。

氏名		印
患者との続柄		

1 患者に関する事項

変更事由 (該当するもののみ記入)	変更する内容	変更年月日
氏名		年 月 日
居住地		年 月 日
電話番号		

2 保護者に関する事項

変更事由 (該当するもののみ記入)	変更する内容			変更年月日
氏名		続柄		年 月 日
居住地				年 月 日
電話番号				

3 送付先に関する事項

変更事由 (該当するもののみ記入)	変更する内容			変更年月日
氏名		続柄		年 月 日
居住地				年 月 日
電話番号				

(裏面)

4 健康保険に関する事項 (保険者名称、記号・番号等に関すること。)

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項 1	
変 更 事 項 2	

5 支給認定基準世帯員に関する事項

加入する健康保険を変更した場合及び支給認定基準世帯員に変更が生じた場合に記入すること。

なお、支給認定基準世帯員欄には患者と同じ健康保険に加入する者全員を記入すること。

患者氏名		保護者氏名 (保護者が申請する場合)				
支 給 認 定 基 準 世 帯 員	患者と同じ健康保険に加入している者の氏名	生年月日	患者との続柄	患者と同じ健康保険に加入している者の氏名	生年月日	患者との続柄
	フリガナ			フリガナ		
	フリガナ			フリガナ		
	フリガナ			フリガナ		
	フリガナ			フリガナ		

6 負担上限月額算定のために必要な事項

変 更 年 月 日	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

様式第8号（第1条関係）

指定医指定申請書（新規・更新）

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者氏名（自署又は記名押印）

ⓐ

電話番号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第15条第1項の規定により、指定医の指定を受けたいので申請します。

指定医の種類 (該当するものに○)	難病指定医			協力難病指定医		
(フリガナ) 氏名				性別		
生年月日	年	月	日	年齢	歳	
医籍登録年月日	年	月	日	医籍登録番号	第 号	
担当する診療科名						
指定難病の診断を行う 医療機関	名称					
	所在地	〒 埼玉県				
	電話番号					
経歴に関する事項（過去5年間の主たる勤務先及び診療に従事した期間）						
主たる勤務先			期間（年 月～年 月）			
指定医の指定に関する事項 (難病指定医は1又は2を記入、協力難病指定医は2を記入)						
1	専門医の資格の名称			認定機関（関係学会）加入状況		
	専門医の資格の名称	登録等番号	(取得年月 年 月)	認定機関名 (学会名)	(加入年月 年 月)	
2	専門医の資格の名称			認定機関名（関係学会）加入状況		
	専門医の資格の名称	登録等番号	(取得年月 年 月)	認定機関名 (学会名)	(加入年月 年 月)	
知事が行う研修会の受講状況						
研修会名			修了日	年	月	日

（注） 「指定難病の診断を行う医療機関」欄は、難病医療を行い得る県内の勤務先を記入すること。

様式第9号（第1条関係）

指定医の申請に係る事項の変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

指定医名（自署又は記名押印）

⑨

指定医番号

電話番号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第19条の規定により、申請に係る事項を次のとおり変更したので届け出ます。

指定医の種類 (該当する場合は○)	難病指定医 ・ 協力難病指定医	
変更事由 (該当するものに○)	1 氏名の変更 2 連絡先の変更 3 担当する診療科名の変更 4 主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

指定医辞退申出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

指定医名（自署又は記名押印）

⑨

指定医番号

電話番号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第20条第1項の規定により、指定医の指定を辞退したいので申し出ます。

指定医の種類 （該当する場合は○）	難病指定医 ・ 協力難病指定医
辞退年月日	年 月 日
辞退の理由	

医療受給者証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者：患者本人又は保護者（患者が18歳未満の場合）が自署又は記名押印

〒
住 所
氏 名
電話番号

印

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第26条の規定により、次のとおり医療受給者証の再交付を申請します。

受 給 者 番 号				
患者に関する事項	居 住 地			
	(フリガナ) 氏 名			
	電 話 番 号			
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	
保護者に関する事項	居 住 地			
	(フリガナ) 氏 名		患者との続柄	
	電 話 番 号			
再交付を申請する理由 (該当するものに○)		1 破損 2 汚損 3 亡失 4 滅失		

指定難病医療受給者証

公費負担者番号			
受給者番号			
患者	氏名		
	居住地		
	生年月日		性別
保護者	氏名		患者との続柄
	居住地		
保険者			
被保険者証の 記号・番号			適用 区分
有効期間			
指定難病の名称			
自己負担上限月額			
指定医療機関			
上記のとおり認定します。 年 月 日			
埼玉県知事			印

指定医療機関指定書

開設者・事業者の代表者
住所又は所在地
氏名又は名称

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定により、下記のとおり指定医療機関に指定します。

年 月 日

埼玉県知事



記

- 1 指定医療機関の名称及び所在地
- 2 指定の有効期間
- 3 その他

指定医指定書

氏 名
勤務先名称
勤務先所在地

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第15条第1項の規定により、下記のとおり指定医に指定します。

年 月 日

埼玉県知事



記

- 1 指定医の種類
- 2 指定医番号
- 3 指定の有効期間
- 4 その他

規 則

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十六号

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号イ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

様式第二号中「あて先」を「宛先」「」「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県公営企業管理者 松岡 進

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十章中第五百五十八条の前に次の一条を加える。

（資金管理）

- 1 第三百五十七条の三 管理者は、現金の計画的かつ効率的運用を図るものとする。
- 2 管理者は、現金の計画的かつ効率的運用を図るため、必要に応じ、収入及び支出の見込み、実績等について報告を徴し、又は実地調査をすることができ。
- 3 あらかじめ管理者がその運用に係る方針を定めたものについての第一項に規定する権限は、財務課長に委任する。

別表第七の二中

投資及び 出資金	500万円 以上	300万円 以上500 万円未満	300万円 未満		300万円 以上	300万円 以上	
-------------	-------------	------------------------	-------------	--	-------------	-------------	--

、

投資及び出資金	種係の償が還針めの 金にも、者の方定ちの 費用で理そ用をた				300万円 以上		
	その他各 その場		500万円 以上	300万円 以上500 万円未満	300万円 未満		300万円 以上

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおい空の会
- 三 代表者の氏名
熊谷 智之
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市大字東大久保九百九十六番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、遺族又は遺体を保管・管理している個人又は機関に対し、早急かつ低金額で遺体を搬送し、希望に沿った葬儀・供養を行う方法を相談・提案し、可能な限りの労務を提供する事によって、依頼者の金銭的な負担を軽減し、より良い方法で故人の供養ができるように活動し、また、引き取り手がない遺体を誠意をもって搬送し、供養するための協力を行うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
荒川中部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

理事 内 田 重 明 埼玉県深谷市普濟寺千七十九番地

告 示

埼玉県告示第千五百八号

平成二十六年十一月四日付け埼玉県告示第千四百五十六号で告示した東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託 一式

(2) 調達案件の業務要求水準

入札説明書及び業務要求水準書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

平成 27 年 3 月 1 日（日）から平成 30 年 2 月 28 日（水）まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

ア 埼玉県深谷市菅沼 984 番 荒川上流水循環センター

イ 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字宮ノ前 311 番 1 寄居中継ポンプ場

ウ 埼玉県比企郡滑川町大字月輪字窪田 521 番 6 市野川水循環センター

エ 埼玉県比企郡小川町大字上里字上田中 1004 番 2 小川中継ポンプ場

オ その他(流域内の場外管渠流量計及びマンホール並び荒川上流流域伏越部)

(5) 入札方法

一般競争入札・価格競争による。

(6) 入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格要件

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の形態等

入札に参加することができる者の形態は、2 者又は 3 者による共同企業体(以下「企業体」という。)とし、その運営形態及び代表者の選定は次のとおりとする。ただし、企業体の構成員は、本件入札に係る他の企業体の構成員となれない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行す

る共同管理方式とする。

- イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定するものとする。
- ウ 代表構成員の出資比率は、50パーセントを超えるものとする。
- エ 構成員の最小出資比率は、企業体の構成員が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。

(3) 入札参加者の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりである。

- ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- イ 代表構成員は、1日最大処理能力が7,000 m³以上のオキシデーションディッチ法を用いた下水処理場における水処理施設及び汚泥脱水施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、直前の10年間において3年以上実施した実績を有する者とする。(企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上のものに限る。)
- ウ 代表構成員以外の構成員は、オキシデーションディッチ法又は標準活性汚泥法を用いた下水処理場における水処理施設及び汚泥脱水施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、直前の10年間において3年以上実施した実績を有する者とする。
- エ 入札に参加する企業体は、本件業務の履行期間中、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に規定する有資格者を、荒川上流水循環センター及び市野川水循環センターの責任者として各1名の計2名を専任で配置できること。
- オ 本件業務に係る入札説明書等に示す業務要求水準を満たす技術力を有すること。
- カ 以下のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程(平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。)第168条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく

入札参加停止措置を受けている者

(I) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

(カ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けている者

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、平 27 年 1 月 9 日（金）とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒361-0023 埼玉県行田市長野 9 5 2 - 1

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所

電話 048-564-0018 ファクシミリ 048-564-0012

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 期間

平成 26 年 11 月 25 日（火）から平成 26 年 12 月 8 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日を除く。）

なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/m17/>

(3) 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術力評価書を持参により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期間

平成 27 年 1 月 8 日（木）及び平成 27 年 1 月 9 日（金）の午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、平成 27 年 1 月 15 日（木）に郵便で発送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

提出方法は原則持参とするが、郵便による提出も可とする。

ア 場所

埼玉県行田市長野 9 5 2 - 1

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 2 階入札室

イ 日時

平成 27 年 1 月 30 日（金）午前 10 時

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒361-0023 埼玉県行田市長野 9 5 2 - 1

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成 27 年 1 月 29 日（木）午後 4 時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 108 に相当する金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 5 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証契約を締結した者。
この場合、その保険証券を入札期限までに提出すること。

(イ) 代表構成員が、国（独立行政法人を含む。）地方公共団体（出資法人を含む。）が出資若しくは出^{えん}捐した団体と処理能力 20,000m³ / 日最大以上の下水処理施設の維持管理業務の契約を平成 24 年 4 月 1 日以後に数回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の 100 分の 10 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、これを充当するのでその差額を納付するものとする。）を納付するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第 154 条に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札の無効

ア 財務規程第 176 条の規定に該当する入札

イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 3 号）第 9 条に該当する入札

ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術力評価書の提出をした者がする入札

(4) 最低制限価格及び低入札調査基準価格

設定しない。

(5) 落札者の決定方法

財務規程第 173 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効な入札をした者を落札者とする。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は 1 回限りとする。

なお、再度入札によっても、落札者がいないときは、随意契約の方法により契約の締結をする場合がある。また、入札に参加する者の数が 1 者であっても入札を執行する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) その他

ア 平成 27 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額について減額等があったときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

イ 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Management and Maintenance of the Sewerage Plants at the Ichinokawa River Basin and the Upper Portion of the Arakawa River

(2) Deadline for Submissions

By Registered Mail: 4:00 pm, Thursday, January 29, 2015

In Person: 10:00 am, Friday, January 30, 2015

(3) Contact Information

Arakawa Sagan Hokubu District Sewerage Management Office,

Saitama Prefecture

Management Group

952-1 Nagano, Gyoda-shi, Saitama Prefecture 361-0023

Tel. 048-564-0018

告 示

埼玉県教委告示第三十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年十一月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康 夫

一 日時

平成二十六年十二月二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について